

議案第74号

岩倉市遺児手当支給条例等の一部改正について

岩倉市遺児手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市遺児手当支給条例等の一部を改正する条例

(岩倉市遺児手当支給条例の一部改正)

第1条 岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「終る」を「終わる」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から始める。

(岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（平成31年岩倉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成31年9月1日」を「令和元年9月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年7月分」を「令和元年7月分」に改める。

附則第3項中「平成31年8月分」を「令和元年8月分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岩倉市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第4条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じたものにより第1条の規定

による改正前の岩倉市遺児手当支給条例第4条の規定による認定の申請をすることができなかった場合については、新条例第5条第3項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が岩倉市遺児手当支給条例等の一部を改正する条例（令和2年岩倉市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日の翌日から起算して15日を経過する日まで）」とする。